令和８年（フ）第１４５号
大阪府東大阪市岸田堂西２丁目３番18号　クレセントコート　202号
債務者　松岡　正樹
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小澤　　拓
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２８４号
大阪府守口市寺方錦通１丁目11番５―305号
債務者　児玉　　勝
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　龍哉
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４５２号
大阪市旭区清水３丁目３番６号　コンフォート梅咲　203
債務者　北出知三子
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　紫音
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第３２号
熊本県山鹿市鹿央町千田1495番地10　上久野Ｃ団地Ｃ―21号室
債務者　上田健志郎
1　決定年月日時　令和８年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月30日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和８年（フ）第３６９１号
大阪府吹田市円山町20番29号　（101）
債務者　美舩　　勝
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１８８号
大阪市東成区大今里西３丁目１番９号　クリスタルアーク　201号
債務者　遠藤　政貴
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６４１号
大阪府交野市私部西１丁目１番４―404号
債務者　山本　　楓
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

令和６年（フ）第４１６号
熊本市中央区平成三丁目22番41号
破産者　株式会社幸貸衣裳
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第７１号
札幌市白石区本郷通４丁目北７番15号
破産者　株式会社遠田水産
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第８３号
山形県天童市大字高擶南230番地
破産者　有限会社沼沢製パン
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７８号
名古屋市守山区新守西2115番地
破産者　有限会社マルイ蒟蒻
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第５０８８号
大阪市天王寺区勝山２丁目12番19号
破産者　株式会社創越舎
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６０６９号
大阪市住之江区南加賀屋２丁目２番39―701号
破産者　株式会社延藤木材
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１２３７号
東京都福生市南田園二丁目８番地６グリーンパーク田園15号101号室
破産者　田中　惠子
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１１１号
三重県四日市市釆女町192番地１
破産者　岸　　頼光
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第１２７０号
京都市南区唐橋羅城門町40番地、旧本店所在地京都市南区唐橋羅城門町40番地３
破産者　株式会社青菁社
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第６６号
山口県宇部市明神町３丁目４番３号
破産者　兒玉印刷株式会社
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山口地方裁判所宇部支部

令和７年（フ）第９８７号
北九州市小倉北区大畠一丁目６番32号
破産者　株式会社松本商会
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部